

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公開番号】特開2016-162347(P2016-162347A)

【公開日】平成28年9月5日(2016.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2016-053

【出願番号】特願2015-42418(P2015-42418)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/02 (2012.01)

A 01 G 7/00 (2006.01)

【F I】

G 06 Q	50/02	
A 01 G	7/00	6 0 3

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月4日(2017.7.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示装置と、天気実績データを格納する天気実績データベースを有するサーバと、前記表示装置と前記サーバとの間に接続される専用端末とで構成される栽培計画管理システムであって、

前記サーバには、積算開始日と予定気温とからなる基準データが更に格納され、

前記サーバは、前記天気実績データベースに格納される前記天気実績データから得られる前記積算開始日からの積算気温と、前記基準データの前記予定温度とを比較し、前記積算気温が前記予定温度に到達したと判定した場合、通知情報を作成して前記専用端末に送信し、

前記専用端末は、前記通知情報を受信して、農作物の収穫時期が到来したことを前記表示装置を介して通知する

栽培計画管理システム。

【請求項2】

表示装置と、資材管理データを格納する資材管理データベースおよび実績データベースを有するサーバと、前記表示装置と前記サーバとの間に接続される専用端末とで構成される栽培計画管理システムであって、

前記資材管理データは、農薬名と使用制限回数とを含み、

前記専用端末は、前記表示装置に表示される栽培計画閲覧画面上から農薬散布の実績入力操作が行われた時に、前記サーバに前記農薬散布の実績データを通知し、

前記サーバは、前記実績データベースに農薬散布実績データを登録し、

前記サーバは、前記資材管理データベースから前記農薬散布実績データに含まれる農薬名に係る前記資材管理データを取得し、前記農薬名に係る前記資材管理データに含まれる前記使用制限回数と前記農薬散布実績データに含まれる実使用回数との差分を算出し、その差分の通知情報を作成して前記専用端末に送信し、

前記専用端末は、前記通知情報を受信して、残りの散布回数を前記表示装置を介して通知する

栽培計画管理システム。

【請求項 3】

表示装置と、資材管理データを格納する資材管理データベースを有するサーバと、前記表示装置と前記サーバとの間に接続される専用端末とで構成される栽培計画管理システムであって、

前記資材管理データは、農薬名と使用期限とを含み、

前記サーバは、前記資材管理データベースに格納される前記資材管理データに含まれる前記使用制限と現在の日付とを比較し、前記使用制限が前記現在の日付から予め定められた範囲内である場合、通知情報を作成して前記専用端末に送信し、

前記専用端末は、前記通知情報を受信して、農薬の使用期限が近いことを前記表示装置を介して通知する

栽培計画管理システム。

【請求項 4】

表示装置と、天気実績データを格納する天気実績データベースを有するサーバと、前記表示装置と前記サーバとの間に接続される専用端末とで構成される栽培計画管理システムが実行する方法であって、

前記サーバには、積算開始日と予定気温とからなる基準データが更に格納され、

前記サーバでは、前記天気実績データベースに格納される前記天気実績データから得られる前記積算開始日からの積算気温と、前記基準データの前記予定温度とを比較し、

前記サーバではまた、前記積算気温が前記予定温度に到達したと判定した場合、通知情報を作成して前記専用端末に送信し、

前記専用端末では、前記通知情報を受信して、農作物の収穫時期が到来したことを前記表示装置を介して通知する方法。

【請求項 5】

表示装置と、資材管理データを格納する資材管理データベースおよび実績データベースを有するサーバと、前記表示装置と前記サーバとの間に接続される専用端末とで構成される栽培計画管理システムが実行する方法であって、

前記資材管理データは、農薬名と使用制限回数とを含み、

前記専用端末では、前記表示装置に表示される栽培計画閲覧画面上から農薬散布の実績入力操作が行われた時に、前記サーバに前記農薬散布の実績データを通知し、

前記サーバでは、前記実績データベースに農薬散布実績データを登録し、

前記サーバでは、前記資材管理データベースから前記農薬散布実績データに含まれる農薬名に係る前記資材管理データを取得し、前記農薬名に係る前記資材管理データに含まれる前記使用制限回数と前記農薬散布実績データに含まれる実使用回数との差分を算出し、その差分の通知情報を作成して前記専用端末に送信し、

前記専用端末では、前記通知情報を受信して、残りの散布回数を前記表示装置を介して通知する方法。

【請求項 6】

表示装置と、資材管理データを格納する資材管理データベースを有するサーバと、前記表示装置と前記サーバとの間に接続される専用端末とで構成される栽培計画管理システムが実行する方法であって、

前記資材管理データは、農薬名と使用期限とを含み、

前記サーバでは、前記資材管理データベースに格納される前記資材管理データに含まれる前記使用制限と現在の日付とを比較し、

前記サーバでは、前記使用制限が前記現在の日付から予め定められた範囲内である場合、通知情報を作成して前記専用端末に送信し、

前記専用端末では、前記通知情報を受信して、農薬の使用期限が近いことを前記表示装置を介して通知する方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

実施形態に係る栽培計画管理システムは、表示装置と、天気実績データを格納する天気実績データベースを有するサーバと、前記表示装置と前記サーバとの間に接続される専用端末とで構成される。前記サーバには、積算開始日と予定気温とからなる基準データが更に格納される。前記サーバは、前記天気実績データベースに格納される前記天気実績データから得られる前記積算開始日からの積算気温と、前記基準データの前記予定温度とを比較し、前記積算気温が前記予定温度に到達したと判定した場合、通知情報を作成して前記専用端末に送信する。前記専用端末は、前記通知情報を受信して、農作物の収穫時期が到来したことを前記表示装置を介して通知する。